

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年11月26日作成)

法令名	北海道財務規則		
根拠条項	第271条		
許認可等の種類	債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）に係る履行延期の特約等		
法令の定め	<p>第271条</p> <p>・第1項 政令第171条の6の規定による履行延期の特約等は、債務者からの履行延期の申請に基づいて行うものとする。</p> <p>・第2項 債権管理者は、前項の申請を受理したときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を当該債務者に通知するものとする。</p>		
審査基準	<p>設定できない。</p> <p>地方自治法施行令第171条の6の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため。</p>		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	※債権管理を行っているところ (電話番号： )		
申請先	※債権管理を行っているところ (電話番号： )		
問い合わせ先	※債権管理を行っているところ (電話番号： )		
備考	<p>(標準処理期間は、審査基準と同じ理由により設定できない)</p> <p>【公表アドレス】</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm</a></p>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年11月26日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例
根拠条項	第5条
許認可等の種類	税外諸収入金に係る延滞金の減免
法令の定め	第5条 納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、延滞金を減免することができる。 (1) 災害により著しく資力を喪失したと認めるとき。 (2) 納付義務者の責によらない事由により納付が遅延したとき。 (3) その他納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるとき。
審査基準	設定できない。 条例の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため。
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	※延滞金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )
申請先	※延滞金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )
問い合わせ先	※延滞金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )
備考	(標準処理期間は、審査基準と同じ理由により設定できない) 【公表アドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm</a>

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28 年 1 1 月 2 1 日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則		
根拠条項	第 9 条		
許認可等の種類	税外諸収入金の徴収猶予及びその期間の延長		
法令の定め	<p>第 9 条</p> <p>・ 第 1 項 収入金の滞納者が、地方税法第 15 条第 1 項又は第 4 項の規定の例による徴収の猶予又はその期間の延長の申請をしようとするときは、別記第 13 号様式の申請書を当該収入金を徴収すべき知事又は部局長に提出しなければならない。</p> <p>・ 第 2 項 法第 15 条の 2 第 7 項の規定の例による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、別記 13 号様式の 2 によってするものとする。</p> <p>・ 第 3 項 法第 15 条の 2 の 2 の規定の例による徴収の猶予の許可若しくは不許可の通知又は期間延長の許可若しくは不許可の通知は、別記第 14 号様式によってするものとする。</p>		
審査基準	<p>設定できない。</p> <p>地方税法第 15 条の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため。</p>		
標準処理期間	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )		
申請先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )		
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )		
備考	<p>(標準処理期間は、審査基準と同じ理由により設定できない)</p> <p>【公表アドレス】</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm</a></p>		

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28 年 11 月 21 日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則		
根拠条項	第 10 条		
許認可等の種類	税外諸収入金に係る差押解除の申請		
法令の定め	<p>第 10 条</p> <p>徴収の猶予を受けた収入金の滞納者が、法第 15 条の 2 の 3 第 2 項の規定の例により差押えの解除を申請しようとするときは、別記第 15 号様式の差押財産解除申請書を知事又は当該部局長に提出しなければならない。</p>		
審査基準	<p>設定できない。</p> <p>地方税法第 15 条の 2 の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため。</p>		
標準処理期間	総 期 間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	日・月	( )
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )		
申請先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )		
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )		
備 考	<p>(標準処理期間は、審査基準と同じ理由により設定できない)</p> <p>【公表アドレス】</p> <p><a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm</a></p>		

(別表 1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 28 年 11 月 21 日作成)

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則
根拠条項	第 12 条第 1 項
許認可等の種類	税外諸収入金に係る換価猶予及びその期間の延長
法令の定め	第 12 条第 1 項 第 9 条第 1 項の規定は、法第 15 条の 6 第 1 項の規定の例による換価の猶予又は同条第 3 項において準用する法第 15 条第 4 項の規定の例による換価の猶予をした期間の延長の申請について準用する。
審査基準	設定できない。 地方税法第 15 条の 5 の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため。
標準処理期間	総 期 間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )
申請先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )
問い合わせ先	※税外諸収入金を徴収する事務を行うところ (電話番号： )
備考	(標準処理期間は、審査基準と同じ理由により設定できない) 【公表アドレス】 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/kns/index.htm</a>

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	北海道財務規則
根拠条項	第 2 7 1 条
許認可等の概要	債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）に係る履行延期の特約等
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	地方自治法施行令第 1 7 1 条の 6 の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため（審査基準を設定できないため、標準処理期間の設定困難）。
担当部課	出納局財務指導課
担当者名	企画グループ (内線：32-227)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例
根拠条項	第5条
許認可等の概要	税外諸収入金に係る延滞金の減免
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	条例の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため (審査基準を設定できないため、標準処理期間の設定困難)。
担当部課	出納局財務指導課
担当者名	企画グループ (内線 : 3 2 - 2 2 7)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則
根拠条項	第9条
許認可等の概要	税外諸収入金の徴収猶予及びその期間の延長
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	地方税法第15条の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため (審査基準を設定できないため、標準処理期間の設定困難)。
担当部課	出納局財務指導課
担当者名	企画グループ (内線 : 32-227)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則
根拠条項	第 10 条
許認可等の概要	税外諸収入金に係る差押解除の申請
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	地方税法第 15 条の 2 の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため (審査基準を設定できないため、標準処理期間の設定困難)。
担当部課	出納局財務指導課
担当者名	企画グループ (内線 : 32 - 227)

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則
根拠条項	第 1 2 条第 1 項
許認可等の概要	税外諸収入金に係る換価猶予及びその期間の延長
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定 (未設定イ) <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定 (未設定ロ・ハ)
標準処理期間未設定の理由	地方税法第 1 5 条の 5 の規定により個々の申請について、個別具体的に判断せざるを得ないため (審査基準を設定できないため、標準処理期間の設定困難)。
担当部課	出納局財務指導課
担当者名	企画グループ (内線 : 3 2 - 2 2 7)